

号外第4 (令和4年3月1日発行)	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[規則]

△ 横浜市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則【港湾局港湾管財課】

2

規 則

横浜市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月1日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第9号

横浜市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市港湾施設条例施行規則（平成31年2月横浜市規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「港湾運営会社」を「港湾運営会社等」に改める。

第3条第1項ただし書中「を会合、催物等に利用する場合」を削り、「及び緑地附帯駐車場」の次に「（1月単位で利用する場合を除く。）」を加える。

第11条第2項第1号イ中「設置する港湾緑地」を「設置し、又は管理する港湾環境整備施設」に改め、同号ウ中「設置及び管理（以下「設置等」という。）をする」を「設置し、又は管理する」に改め、同号エ中「設置等をする」を「設置し、又は管理する」に改める。

第12条中「港湾緑地に施設の設置等をする」を「港湾環境整備施設に施設を設置し、又は港湾環境整備施設の施設を管理する」に、「設置等をしよう」を「港湾環境整備施設に施設を設置し、又は当該港湾環境整備施設の施設を管理しよう」に改める。

第16条第2項中「同表」を「同号ア(ア)及び(イ)の表に定める総トン数500トン未満のプレジャーボートを係留する岸壁及び物揚場の使用許可に係る使用料並びに同号エの表」に改める。

第21条第2項中「及び研修施設」を「、研修施設及び多目的室（事務所として利用する場合を除く。）」に改め、同条第3項中「緑地附帯駐車場」の次に「（1月単位で利用する場合を除く。）」を加える。

第6章の章名中「港湾運営会社」を「港湾運営会社等」に改める。

第30条中「第30条第1項」の次に「（同条第3項において準用する場合を含む。）」を加える。

別表第1専用使用の項中「引き船の」を「専用使用に供する」に、「

港湾環境整備施設	緑地（店舗及びタワー棟に限る。）
----------	------------------

を
「

港湾環境整備施設	緑地（多目的室（事務所として利用する場合に限る。） ）、店舗、タワー棟及び多目的スペースに限る。）
	緑地附帯駐車場（1月単位で利用する場合に限る。）

」

に改め、同表一般使用の項中

「

緑地（店舗及びタワー棟を除く。）
緑地附帯駐車場

」

を
「

緑地（多目的室（事務所として利用する場合に限る。） ）、店舗、タワー棟及び多目的スペースを除く。）
緑地附帯駐車場（1月単位で利用する場合を除く。）

」

に改める。

別表第2第1号ア(ア)の表中

「

内国航路定期客船	係留1回につき12時間まで ごとに総トン数1トンまで ごとに	6円70銭
小型油槽船（小型油 槽船係留施設に係留 する場合に限る。）	係留1回につき24時間まで ごとに総トン数1トンまで ごとに	3円

」

を
「

内国航路定期客船	係留1回につき12時間まで ごとに総トン数1トンごと に	6円70銭
小型油槽船（小型油 槽船係留施設に係留 する場合に限る。）	係留1回につき24時間まで ごとに総トン数1トンごと に	3円

総トン数500トン未満のプレジャーボート（プレジャーボートの係留施設として市長が告示する岸壁に係留する場合に限る。）	1回の使用につき	全長12メートル未満	4,000円
		全長12メートル以上	8,000円
専用使用に供する係留施設として市長が告示する岸壁（引き船に係るものを除く。）を専用使用の使用許可を受けて使用する船舶	総トン数1トンごとに1月	502円	

」

に、

「

1回の係留時間が12時間までの場合は、総トン数1トンまでごとに

」

を

「

1回の係留時間が12時間までの場合は、総トン数1トンごとに

」

に、

「

係留12時間までの使用料に超過時間12時間までごとに総トン数1トンまでごとに1円67銭を加算した額

」

を

「

係留12時間までの使用料に超過時間12時間までごとに総トン数1トンごとに1円67銭を加算した額

に、
「

係留12時間までの使用料に
超過時間12時間までごとに
総トン数1トンまでごとに
6円70銭を加算した額

」

を
「

係留12時間までの使用料に
超過時間12時間までごとに
総トン数1トンごとに6円
70銭を加算した額

」

に改め、「引き船（」の次に「引き船の」を加え、同号ア(イ)の表中
「

区 分	単 位	使 用 料
船舶（主として京浜港内で活動するはしけ、引き船その他の市長が港湾の管理及び運営に必要と認める船舶を除く。）	1回の係留時間が2時間までの場合は、総トン数1トンまでごとに	11円15銭
	1回の係留時間が2時間を超える場合は、係留24時間までごとに総トン数1トンまでごとに	13円40銭

」

を
「

区 分	単 位	使 用 料		
船舶（主として京浜港内で活動するはしけ、引き船その他の市長が港湾の管理及び運営に必要	1回の使用につき	総トン数500トン未満のプレジャーボート（プレジャーボートの係留施設として市長が告示する物揚場に係留する場合に限る。）	全長12メートル未満	4,000円
			全長12メートル以上	8,000円
	1回の係留時間が2時間までの場合は、総トン数1トンごとに	11円15銭		

と認める船舶を除く。)	その他の船舶	1回の係留時間が2時間を超える場合は、係留24時間までごとに総トン数1トンごとに	13円40銭
-------------	--------	--	--------

」

に改める。

別表第3第1号の表港湾環境整備施設の項中「日本丸メモリアルパーク研修施設」の次に「及び多目的室（事務所として利用する場合を除く。）」を加える。

別表第4を次のとおり改める。

別表第4（第28条）

(1) 港湾運営会社に貸し付ける場合の貸付料

区 分		単 位	貸 付 料
荷さばき施設	重量物用橋型起重機	1台につき1月	1,350,000円
	コンテナターミナル用地	1平方メートルにつき 1月	35円
	コンテナ上屋		270円
	上屋事務所		270円
その他施設	事務所	1平方メートルにつき 1月	250円

（備考）

貸付料の算出は、条例別表第6第3号に定めるところによる。

(2) 指定会社に貸し付ける場合の貸付料

区 分		単 位	貸 付 料
係留施設	岸壁（自動車ターミナル用地と一体として使用するものに限る。）	1月につき	1,695,000円
荷さばき施設	自動車ターミナル用地	1平方メートルにつき 1月	35円

（備考）

貸付料の算出は、条例別表第6第3号に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。